

# 細 則

## 第1条 目的

パインズゴルフクラブの運営に関しては、会則による他、本細則の定めるところによる。

## 第2条 スタート予約時間及び開場時間

本クラブのスタート予約及び開場時間は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社（以下「乙会社」という）がこれを別に定める。

## 第3条 プライベートコンペティション

会員は、乙会社が別に定める範囲内において、プライベートコンペティションを行なうことができる。

## 第4条 ゲスト

1. 会員は、乙会社が別に定める規定により、ゲストを同伴、紹介することができる。
2. 会員は、自己が同伴または紹介したゲストが、本クラブに定められた事項を遵守すること、本クラブの名誉・信用・品位を毀損、秩序を乱すことのないよう本クラブを利用すること、所定の本クラブ利用費用を負担すること、その他ゲストの本クラブ内での行為および行為に起因する負担につき一切の責任を負う。
3. 乙会社はゲストの利用については、特定の曜日・日及び時間に関し入場制限または緩和、若しくは禁止する等を状況に応じて行なうことができる。

## 第5条 ゲスト利用制限

1. 会員は、ゲストとして、暴力団関係者または反社会的団体に所属する者及び刺青がある者を同伴または紹介してはならない。
2. 乙会社はゲストが前条第2項に違反するおそれがある場合には、当該ゲストの入場を禁止することができる。

## 第6条 遵守事項

会員およびゲストは、会則・細則・利用約款等の諸規則ならびに理事会、委員会および乙会社決議事項を遵守する。

## 第7条 年会費、名義書換料その他の費用

1. 年会費、名義書換料等は、別表料金表のとおりとする。
2. 年会費は、毎年10月から起算し、翌年9月までの1ヵ年分を10月に前納する。
3. 退会したときの納入済み年会費は、返納しないものとする。

## 第8条 会員およびゲストの記帳義務

会員およびゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合、必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

## 第9条 届出事項の変更

会員は本クラブまたは乙会社に提出した入会申込書等に記載した住所、勤務先等に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

## 第10条 休業日

本クラブの休業日は、乙会社が定める。

## 第11条 事故の免責

本クラブおよび乙会社は、善良なる管理者としての注意をしたにもかかわらず、会員またはゲストに何らかの損害が生じた場合は、その責を負わない。

## 第12条 第三者営業行為の制限

乙会社以外の者が、ゴルフ場内において営業行為若しくは広告掲示などをしようとする場合は乙会社の許可を必要とする。

## 第13条 競技

1. 競技は、日本ゴルフ協会の規定に準拠して行うものとする。
2. ローカルルールその他競技規則に関しては、コンペティション委員会と協議し乙会社が別に定める。

## 第14条 従業員に対する金品供与禁止

会員およびゲストは、ゴルフ場従業員に対し、心付け等金品を与えてはならない。

## 第15条 愛玩用動物の連行禁止

会員およびゲストは、ゴルフ場内に愛玩用動物を連行してはならない。

**第16条 コース使用の制限**

乙会社は、一定の日を限り会員のコース使用を制限又は禁止することが出来る。

**第17条 各種委員会**

各種委員会は、次の事項を分担する。

1. コンペティション委員会 : ゴルフ競技の企画並びに施行およびルールに関すること
2. ハンディキャップ委員会 : ハンディキャップの審査決定に関すること
3. フェロウシップ委員会 : 諸規則の励行、クラブの秩序維持、会員相互の親睦、会員の処分、入会申請者の審査および会誌発行に関すること
4. コース委員会 : コースの使用、維持および保全に関すること

**第18条 委員会の招集と議事処理**

1. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。
2. 委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より乙会社に報告し、乙会社が必要と認めた場合は理事会に報告または承認を得るものとする。

**第19条 退会時の清算**

退会者は退会にあたり、年会費その他料金等のクラブに対する未払い金等につき、退会前に完済しなければならない。

**第20条 細則の改正および疑義処置**

1. この細則の改正は、乙会社がこれを行う。
2. この細則に疑義が生じた場合は乙会社が解釈を統一する。

[付記] 1988年08月01日施行  
 1998年12月11日改定 2014年03月13日改定  
 2002年11月25日改定 2019年03月11日改定  
 2007年12月03日改定 2023年03月10日改定  
 2009年03月09日改定 2025年03月10日改定  
 2011年10月01日改定

**[別表] 料金表 (正会員・平日会員)**

(消費税込み)

		料 金		
正 会 員	年会費		49,500円	
	名義書換料	個人正会員		
		① 第三者に譲渡		1,100,000円
		② 親族への譲渡 (2親等以内)		55,000円
		③ 相続及び代行登録		55,000円
		法人正会員		
① 第三者に譲渡			1,100,000円	
② 同一法人内の登録者変更		55,000円		
平 日 会 員	年会費		24,750円	
	名義書換料	個人正会員		
		① 第三者に譲渡		550,000円
		② 親族への譲渡 (2親等以内)		55,000円
		③ 相続及び代行登録		55,000円
		法人正会員		
① 第三者に譲渡			550,000円	
② 同一法人内の登録者変更		55,000円		
利用料金	グリーンフィ		0円	
	キャディフィ		4,400円	
	カートフィ		2,200円	
	ロッカーフィ		220円	
	諸経費		2,970円	
	ゴルフ場利用税 (非課税)		1,100円	
	合 計		10,890円	

(注) 1、キャディフィおよびカートフィは、1組4人・1ラウンドの場合の1人当りの料金とする。これ以外の場合は別に定める割増料金が必要となる。  
 2、ゴルフ利用税および消費税は、税務当局の定めによるため変更がありうる。  
 3、上記料金表の改定は、2025年04月01日とする。